

第 2 期小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

小田原市では、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、平成 27 年度から 31 年度の 5 年間の期間とする小田原市子ども・子育て支援事業計画（以下、第 1 期計画という。）を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、これまで以上に子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、子どもや保護者、そして地域社会全体の視点に立った子育て支援がより一層重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもたちを心豊かに育み子どもを産み育てることに夢と希望と誇りを持つことができるよう、子育て支援の各事業を地域社会が一体となり、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、平成 30 年度に実施した「小田原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」の結果をもとに、「第 2 期小田原市子ども・子育て支援事業計画（以下、第 2 期計画という。）」を策定するものです。

2. 第 2 期計画について

(1) 計画の内容について

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項で、次の 4 項目が必須事項となっています。

- ① 圏域の設定
- ② 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ③ 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(2) 計画の位置づけについて

第 2 期計画は、第 1 期計画を基本的に継承し、国が示す基本指針等を踏まえつつ、上位計画である第 5 次小田原市総合計画（後期基本計画）をなどとの整合性を図ります。

(3) 計画の期間について

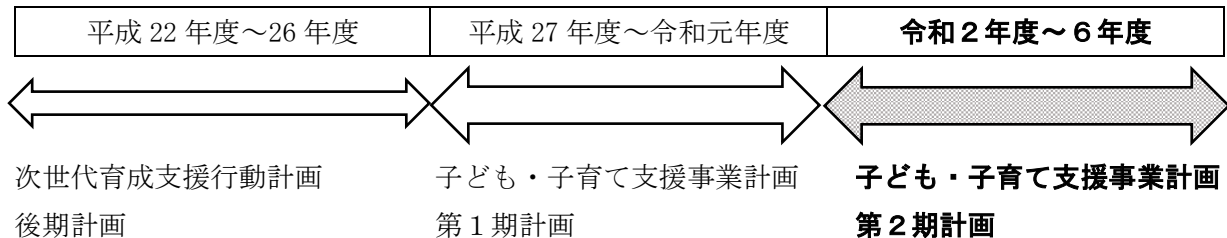
子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づき 5 年を 1 期とします。このため、第 2 期計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの事業計画とします。

(4) 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援対策推進法に基づく、小田原市次世代育成支援行動計画は、平成 26 年度までの 10 年間実施されました。平成 27 年度から策定は任意化され、子ども・子育て支援事

業計画と一体のものとして策定することが可能となりました。

第1期計画に引き続き、第2期計画も、次世代育成支援行動計画の内容を継承した計画としています。



3. 第2期計画の策定の視点（案）

- ① 幼児教育の無償化を踏まえた幼児期の教育・保育の提供体制と質の確保
- ② 「子育て安心プラン」を踏まえた待機児童の解消
- ③ 多様な保育ニーズに対応した取組
- ④ 妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援
- ⑤ 子育て家庭に対応した多様な子育て支援
- ⑥ 「放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童クラブの定員の確保

4. 今後のスケジュール（予定）

(ア)第2回会議（令和元年10月）

第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

(イ)厚生文教常任委員会（12月）

小田原市子ども・子育て支援事業計画(素案)について報告

(ウ)パブリックコメントの実施（12月中旬から1月中旬）

小田原市子ども・子育て支援事業計画(素案)の公開及びパブリックコメントの実施

(エ)第3回会議

パブリックコメントの実施結果について

小田原市子ども・子育て支援事業計画(案)について